

## 令和8年度外国人材雇用相談対応業務委託 企画提案募集要領

### 1 目的・経緯等

#### (1) 目的

県内の企業や監理団体、登録支援機関等（以下、「県内企業等」という。）を対象に、外国人材の雇用や在留資格等に関する相談窓口を設置することにより、県内企業等における外国人材の適切な受入れ・雇用管理の推進を図る。

#### (2) 経緯

県内では、今後も外国人労働者数の増加が見込まれること、令和9年度から国において育成就労制度が導入されることで、企業の相談ニーズの増加が予想されることから、本業務委託によりその機能の充実を図り、増加する相談ニーズに対応することとする。

#### (3) 県による相談の振り分け

本県における企業向け外国人材雇用相談窓口については、県内企業等から受託者へ直接相談を受け付けるものではなく、まず最初に県において相談を受け付けることとしている。

相談者の希望や相談内容により、県において、回答者を受託者または県が別途実施している行政書士による相談窓口のいずれかに振り分けることとしている。

県による振り分けについては、別添「相談の流れ（イメージ）」を参照すること。

### 2 委託業務の概要

#### (1) 業務名

令和8年度外国人材雇用相談対応業務委託

#### (2) 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

#### (3) 業務概要

別添「企画提案仕様書」参照

#### (4) 契約上限額

875,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※履行完了までに要する全ての経費を含む。

### 3 企画提案の内容

企画提案に当たっては、本事業の目的及び仕様書の内容を考慮した上で、以下の内容を含むことを基本とする。また、事業実施に当たり効果的な追加提案があれば、積極的に提案すること。

#### (1) 相談窓口の設置（企画提案仕様書4(1)）

- ・ 設置場所（主に業務を行う場所がどこであるか、明記すること。例：「〇〇県内の事業所 〒〇〇〇—〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番〇〇号」）
- ・ 開設日（令和8年6月末までの期日で相談対応が可能となる具体の開設日を提

案すること。)

- ・ 相談対応方法（電話対応に加え、可能な方法があれば提案すること。例：電話対応及びオンライン面談）

## (2) 相談窓口の運営（企画提案仕様書 4(2)）

- ・ 県から県内企業等の相談内容及び連絡先について伝達があり次第、速やかに当該企業等へ連絡し、相談対応を行うこととなるが、受託者内における相談対応のスキームを示すこと。

## (3) 相談対応件数（企画提案仕様書 5）

- ・ 年間 30 件（月に 2～3 件）の相談対応件数を下限としているが、契約上限額の範囲内で可能な件数を示すこと。また、30 件を超えても対応可能な場合、その対応策を示すこと。なお、1 件の捉え方については、県内企業等 1 者を 1 件とする。

## (4) 業務体制（企画提案仕様書 6）

- ・ 業務体制のほか、総括責任者及び常駐する人員の相談対応に関する知識及び経験について具体を記載すること。

## (5) 職員に関するセキュリティ対策（企画提案仕様書 10(3)）

- ・ 受託者における職員に関するセキュリティ対策（職員への研修等）の具体を示すこと。

## 4 応募に係る資格要件

次に掲げる事項を全て満たす者とする。

- (1) 法人格を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 鹿児島県から指名停止措置を受けている者ではないこと。
- (5) 暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与している法人ではないこと。  
また、次のいずれかに該当する法人でないこと。  
ア 暴力団員等（鹿児島県暴力団排除条例（平成 26 年鹿児島県条例第 22 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）  
イ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等を利用している者  
ウ 暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品、その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど直接的又

- は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者  
エ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者  
オ 暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用して  
カ アからオまでに掲げる者の依頼を受けて、応募しようとする者
- (6) 都道府県税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
  - (7) 政治団体、宗教上の組織若しくは団体、その他知事が適当で無いと判断するものを除く。

## 5 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 応募に係る資格要件に該当しないことが判明した場合
- (2) 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合
- (3) 企画提案書等に虚偽の記載があった場合
- (4) 見積書記載の金額が上記2(4)に定める額を超えた場合
- (5) 会社更生法等の適用を申請する際、契約を履行することが困難と認められる状態になった場合
- (6) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (7) その他、企画提案に当たり、著しく信義に反する行為があった場合

## 6 スケジュール（予定）

- |                   |              |
|-------------------|--------------|
| (1) 企画提案募集開始      | 令和8年4月28日（火） |
| (2) 質問書の提出期限      | 5月8日（金）17時   |
| (3) 質問への回答の掲載     | 5月12日（火）目処   |
| (4) 参加申込書の提出期限    | 5月15日（金）17時  |
| (5) 企画提案書等の提出期限   | 5月20日（水）17時  |
| (6) 企画提案プレゼンテーション | 5月22日（金）     |
| (7) 相手方決定通知       | 5月22～27日     |
| (8) 契約締結          | 5月末          |
| (9) 業務委託開始        | 6月           |
| (10) 履行期限         | 令和9年3月31日（水） |

## 7 質問の受付

- (1) 提出方法

本業務に関する質問がある場合は、質問書（様式1）を作成の上、電子メールにて送付すること。

なお、メールの件名は「【質問書】令和8年度外国人材雇用相談窓口業務委託（会社名）」とすること。

- (2) 質問受付期限  
令和8年5月8日（金）17時（必着）
- (3) 回答

質問に対する回答は、令和8年5月12日（火）を目処に、鹿児島県ホームページ

に掲載する。

## 8 参加申込書並びに企画提案書の提出

### (1) 参加申込書

#### ① 提出書類

企画提案参加申込書（様式2）

本企画提案への参加を希望する者は、提出すること。

#### ② 必要部数

1部

#### ③ 提出期限

令和8年5月15日（金）17時（必着）

#### ④ 提出方法

持参、郵送、電子メール又はファックス

ただし、電子メール又はファックスにて提出する場合は、送信後に必ず電話連絡を行うこと。

### (2) 企画提案書

#### ① 提出書類

ア 企画提案書提出届（様式3）

法人（団体）名、住所、代表者、担当者名を記載すること。

イ 企画提案書

以下の内容を含む提案とすること。

a 企画説明書

b 事業実施のスケジュール

c 事業実施体制

d 過去に受託した類似の業務実績

ウ 参考見積書

- ・ 事業費の総額、内訳を明記すること。
- ・ 提案にあたっては、上記2(4)を上限として積算すること。
- ・ 正式な見積については、審査の結果、受託候補者として選定された者に改めて依頼する。

エ 会社等概要書

会社概要（経営理念・方針、現在の事業内容、組織体制（組織図等））

オ 応募資格誓約書（様式4）

カ 誓約書及び役員名簿（様式5）

鹿児島県警察本部に照会するために使用する。ただし、鹿児島県の入札参加資格者名簿に記載されている場合は、提出を不要とする。

#### ② 提出部数

6部（原本1部、副本5部）

#### ③ 提出期限

令和8年5月20日（水）17時（必着）

#### ④ 提出方法

持参又は郵送

## 9 企画提案書等の作成に係る留意事項

- (1) 企画書の提案は、1者につき1案に限る。
- (2) 企画書の規格は、A4版横書きとする。
- (3) 提出された企画書は返却しないこととし、提出後の修正は認めない。
- (4) 採用された企画書の使用権は県に帰属する。
- (5) 受託者決定後は、委託者と十分に協議しながら事業内容を決定することとし、企画の一部を修正又は変更する場合がある。
- (6) 企画書作成及び提出に要する経費は、企画提案者の負担とする。
- (7) 必要により、追加資料提出の要請やヒアリング等を実施することがある。
- (8) 企画提案書は、受託者選定作業等必要な範囲において、複製することがある。
- (9) 提出書類の提出後の辞退は認めない。

## 10 企画提案プレゼンテーション

企画提案プレゼンテーションについては、オンラインで実施する。

- (1) 日程・方法
  - ・ 日程：令和8年5月22日（金）
  - ・ 方法：オンライン（Webex）
- (2) 所要時間
  - ・ 企画提案の説明：20分程度
  - ・ 質疑応答：10分程度          合計30分程度
- (3) プレゼンテーション内容  
企画提案書の内容に沿って説明すること。
- (4) その他
  - ・ プレゼンテーションを行う順番は、原則として企画提案書等の受付順とし、プレゼンテーションの具体的な時間やオンライン会議用のリンクなどは別途通知する。

## 11 審査方法及び審査結果

### (1) 審査・選考方法

提出された企画提案に対する審査委員会を開催し、審査の結果、最も内容が優れているとされた企画提案を行った者を最優秀提案者として選定する。なお、審査に際し、企画提案の内容等について確認を要する事項がある場合には、企画提案者に対し問合せを行う。

### (2) 審査・選考基準

審査・選考基準については、次の各号に合致するものとし、審査に際し、別に定めるものとする。

ア 事業の趣旨、内容に沿った企画提案であること。

イ 実施体制などを含めて、業務遂行が確実なものであること。

ウ 必要経費などが適正に計上されていること。

### (3) 審査結果

選考結果は、企画提案者全員に対して書面により通知する。

なお、審査結果についての異議申し立ては、一切受け付けない。

## 12 契約の締結

最優秀提案者に選定された事業者は、提案した事業内容に基づき委託者と委託契約を締結するものとする。

### (1) 契約の締結

委託契約の締結に当たっては、企画提案書の内容をそのまま実施することを確約するものではなく、必要に応じて委託者との協議により、業務の履行に必要な具体の履行条件などの調整を行うこととする。

### (2) 委託金額

事業を実施するための必要な経費とし、事業内容を修正した場合においても、上記2(4)に定める額を上限とする。

### (3) 業務の再委託の禁止

委託契約に係る業務の全部を一括して第三者に委託してはならない。

## 13 提出先及び問い合わせ先

鹿児島県商工労働水産部 外国人材政策推進課

住所：〒890-8577 鹿児島県鹿児島市鴨池新町 10-1 10 階

電話：099-286-3320 Fax：099-286-3599

Mail：g-ukeire@pref.kagoshima.lg.jp

外国人材を受け入れている、または受入れを検討している  
**県内企業**の皆様へ

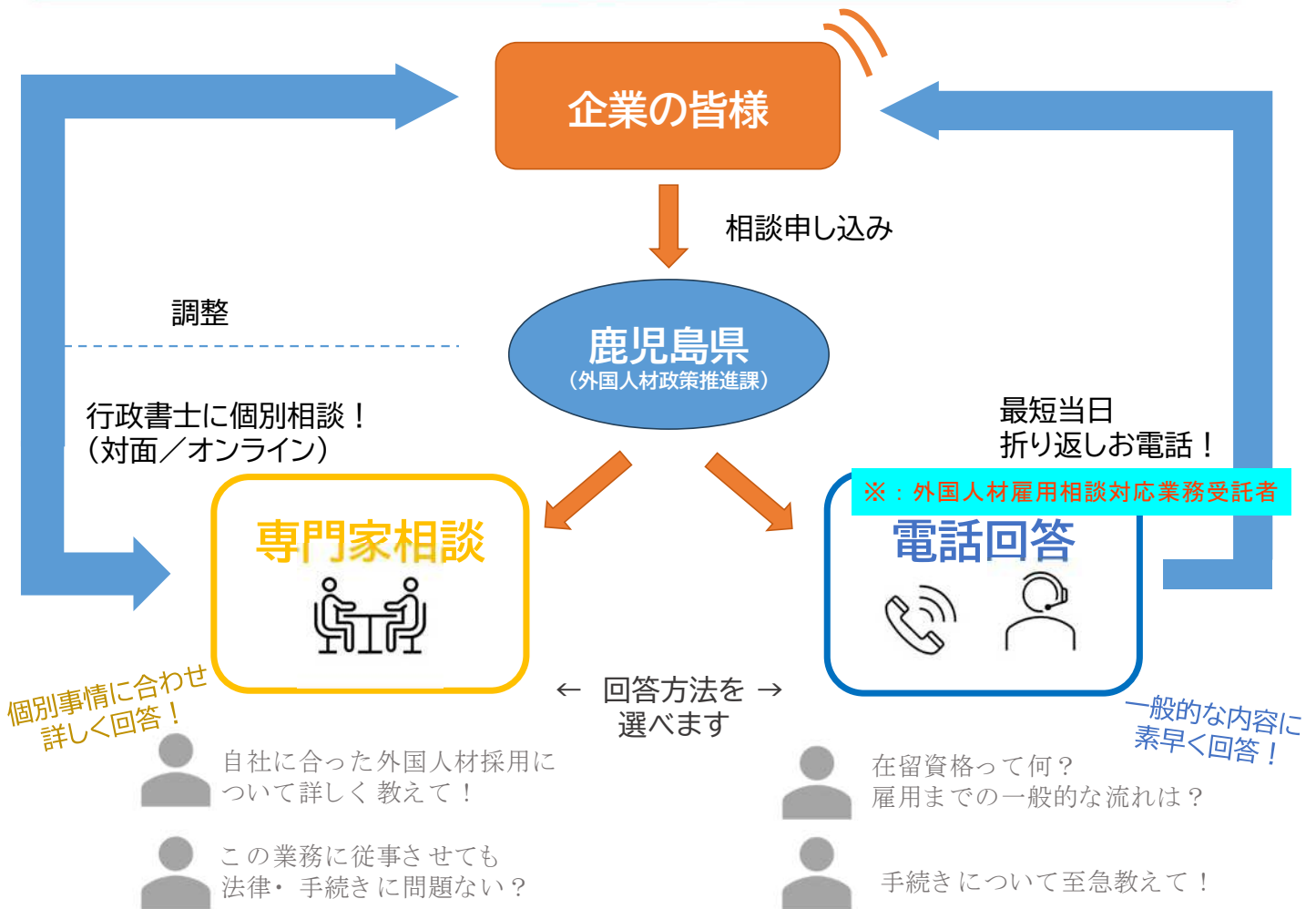


# 外国人材雇用相談窓口

外国人材の募集，採用，雇用，定着に関するお悩みに，  
幅広く対応いたします！  
どんなことでも，お気軽に，ご相談ください。



## ～ 相談の流れ～



まずはお気軽にご相談ください！

※ この窓口では，外国人材のあっせん・紹介は行っておりません。  
※ 相談方法は，ご希望に添えない場合もございます。

**相談申し込み方法** メールまたは電子申請にてお申込みください。

- メールアドレス：g-ukeire@pref.kagoshima.lg.jp（メール件名は「外国人材相談申込」）  
「相談申込書」（裏面及び県HP）を記入の上，添付してください。
- 電子申請：右の二次元バーコードからお申込みください。



**お問い合わせ**

鹿児島県 商工労働水産部 外国人材政策推進課 TEL：099-286-3320

提出先 : [g-ukeire@pref.kagoshima.lg.jp](mailto:g-ukeire@pref.kagoshima.lg.jp)  
鹿児島県外国人材政策推進課  
外国人材受入推進班 宛

## 鹿児島県 外国人材雇用相談窓口 相談申込書

### 申込者情報

企業名	ふりがな
業種	
住所	
相談者氏名	ふりがな
連絡先	電話 :
	メール :

### 相談内容

(記述)

### 相談方法

専門家相談  電話回答  どちらでも良い

↑ いずれかにチェック

#### 【専門家相談の場合】

相談希望時期 :      月      旬頃

形式 : 対面 ・ オンライン

#### 【電話回答の場合】

回答急ぎであればチェック

⇒

※ 相談方法はご希望に添えない場合があります。